

令和 8 年度徳島市情報セキュリティ外部監査業務（庁内 α 'モデル整備分）仕様書

1. 業務名

令和 8 年度徳島市情報セキュリティ外部監査業務（庁内 α 'モデル整備分）

2. 目的

国が示す「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」に則り、LGWAN 接続系のローカルブレイクアウト環境構築に伴う外部監査を実施し、本市における適正な情報セキュリティ管理・運用に資することを目的とする。

3. 監査対象

国が示す「 α 'モデル採用自治体における監査項目一覧」のうち、 α 'モデルの対策（クラウドサービスのライセンス認証・認可のみの場合）に関係する部分。

必須となる監査項目は、別紙「監査項目一覧」に記載。

参考：「徳島市ローカルブレイクアウト環境構築事業調達仕様書」

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、監査報告書については令和 9 年 2 月 26 日（金）17 時までに提出すること。

5. 履行場所

徳島市役所（徳島市幸町 2 丁目 5 番地）

6. 業務内容

助言型監査である。ただし監査内容により技術的検証も実施すること。以下の手順をもとに監査を実施すること。

(1) 監査実施計画書の作成

受託者は監査実施計画書（案）を作成し、本市と委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を協議し決定するものとする。確定した「監査実施計画書」には、監査の目的、監査項目、監査対象、監査手順、実施スケジュール、実施場所、実施体制及び担当者の氏名、本市との役割分担、成果物等を記載すること。

(2) 監査チェックリストの作成

監査を円滑かつ漏れなく実施するため、別紙「監査項目一覧」から、列【監査項目】ごとに具体的な確認事項となる監査要点を列挙した上で、列【監査資料の例】の記載を基本とした確認すべき監査証拠類を明記した監査チェックリストを作成すること。

(3) 監査の実施

提供する監査証拠類を評価する「書面監査」(レビュー)を中心に実施することとし、書面監査では食い違い・齟齬・信憑性が不足する事項に対して、関係者への「質問」(ヒアリング)等を実施すること。また、発見された問題点について事実誤認がないか等確認を行うこと。関係者への質問等は、原則 Web 会議での開催とすることができ、回数や日程について本市と調整を行うこと。

(4) 監査調書の作成

「監査結果」を「監査項目」ごとに取りまとめた「監査調書」を作成すること。

(5) 助言の実施

本業務における目的の具体的な成果として、「監査調書」に対する今後確認・改善すべき事項の一覧と、それらの内容に対し、事業者の知見及び他団体での事例を交え、具体的かつ丁寧なアドバイスを実施すること。

(6) 監査成果物の作成

「監査報告書」及び、地方公共団体情報システム機構が示す報告様式案(以下、「外部監査の実施に係る報告様式」と表記する)等を作成することとし、具体的な監査成果物や納品方法は後記 12 に示すとおりとする。なお、監査成果物のうち、「監査報告書、監査調書(監査項目全てについて監査結果がわかるもの)、外部監査の実施に係る報告様式」は地方公共団体情報システム機構へ提出する必要があるため、その点を留意して作成すること。

(7) 監査報告会の実施

監査報告会を実施すること。報告会は原則 Web 会議での開催とすることができ、日程等について本市と調整して実施すること。

7. 適用基準

(1) 必須とする基準

- (ア) 徳島市情報セキュリティポリシー
- (イ) 地方自治法等の法令に規定の事項

(2) 参考とする基準

- (ア) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省)
- (イ) 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(総務省)
- (ウ) 上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、本市と協議して採用するもの

8. 監査実施体制

受託者の監査体制は次の(1)から(3)に掲げる全ての要件を満たすものとし、契約締結後「監査チーム編成表」を作成し、資格の免状等の写しを添えて速やかに本市へ提出すること。

- (1) 監査責任者、監査人、監査人補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成し、本業務を円滑に進めるため、監査責任者は次のいずれかの資格を有すること。
 - ・プロジェクトマネージャ（IPA プロジェクトマネージャ試験合格者）
 - ・PMP（PMI）
- (2) 監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げる「(ア) ネットワーク技術分野」の資格を有するもの、「(イ) 情報セキュリティ監査分野」の資格を有するものがそれぞれ1人以上含まれること。なお、各分野の資格を保有する監査人は同一でも構わない。また監査責任者と兼務でも構わない。
 - (ア) ネットワーク技術分野
 - ・ネットワークスペシャリスト（テクニカルエンジニア(ネットワーク)も可）（IPA ネットワークスペシャリスト試験合格者）
 - (イ) 情報セキュリティ監査分野
 - ・公認情報セキュリティ主任監査人（JASA）
 - ・公認情報セキュリティ監査人（JASA）
 - ・ISMS 主任審査員（JRCA）
 - ・ISMS 審査員（JRCA）
 - ・システム監査技術者（IPA システム監査技術者試験合格者）
 - ・公認情報システム監査人（ISACA）
 - ・公認システム監査人（SAAJ）
 - ・情報処理安全確保支援士（IPA 情報処理安全確保支援士試験合格者）
- (3) 監査チームの構成員は、徳島市市内ネットワークの企画、開発、運用、保守等の契約を履行した実績（再委託を含み、現在履行中の契約も含む）を有しない者であること。

9. 監査報告書の様式

(1) 監査報告書の作成様式

A 4 版縦（必要に応じて A 3 版三つ折も可。A 3 版三つ折の場合、両面印刷は不可。）とし、様式は任意とする。

(2) 宛名

「徳島市長」とする。

10. 監査報告書の提出先

徳島市総務部デジタル推進課とする。

1 1. 監査報告会

監査報告書提出後、監査報告会を実施し、監査結果の説明を行うとともに、必要に応じて監査証拠に基づいた改善のための方策等の助言を行うこと。

1 2. 成果物及び納品方法

業務完了時には、本市の示す様式の業務完了報告書（A 4 縦）を 1 部提出すること。また、次の成果物を、書面（A 4 版を基本とし、必要に応じて A 3 版三つ折りも可。ただし A 3 版三つ折りの場合は両面印刷は不可とする。）及び電子媒体（C D－R 等）で各 1 部提出すること。電子文書は Microsoft 社製の Office(WORD、EXCEL、PowerPoint 等)で読み込める形式とすること。

- (ア) 監査実施計画書
- (イ) 監査チェックリスト
- (ウ) 監査調書
- (エ) 監査報告書
- (オ) 外部監査の実施に係る報告様式
- (カ) 助言一覧（前記 6(5)に示す助言の一覧）
- (キ) 議事録

1 3. 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て本市に帰属するものとし、書面による本市の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与または使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、本市は本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

1 4. 留意事項

- (1) 本業務によって本市の業務に支障が出ないように留意すること。
- (2) 契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、本市と協議の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。
- (3) 業務上必要となる情報については厳重に取り扱い、漏洩等が発生しないよう留意すること。
- (4) 受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示または自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後または契約解除後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり本市と行う会議、打ち合わせ等に関する議事録を作成

し、本市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

- (6) 受託者が本市の事務室等に立入って作業を行う場合には、事前に本市に連絡し許可を受けてから行うこと。
- (7) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じたときは、本市と速やかに協議の上対応すること。

1 5. 再委託に関する事項

- (1) 本業務の受託者は、委託業務の全部若しくは一部の実施を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所及び再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を事前に本市に提出し、承認を得ること。
- (3) 再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、本市は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

以 上